

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第1号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所 管 所 属：環境局

通 知 日：令和6年3月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの 産業廃棄物保管場所において、掲示板が設置されていなかった。 【指摘事項】 1. 環境局は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所が必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。 2. 環境局は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。 3. 環境局は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。	【1】 ・令和5年11月8日付けで、当局の産業廃棄物を排出する施設所管課及び事業所に対して、保管場所の掲示状況等の確認を指示し、不備が見られた場合は、12月1日を提出期限として、修正や修繕を行ったうえで、各産業廃棄物保管場所の全景及び掲示板の現況写真の提出を依頼し、全保管場所設置所管から保管場所現況報告の提出を受け、不備がなかったことを確認した。 なお、監査で指摘を受けた小林斎場については、令和5年8月1日までに掲示板を設置した。また、令和5年度末にPCB廃棄物を処分予定としている。	措置済	令和5年12月11日
		【2】 ・令和5年11月8日付けで、当局の産業廃棄物を排出する施設所管課及び事業所に対して、11月24日を提出期限として、研修の実施及び実施報告の提出を依頼し、全保管場所設置所管から、11月10日から11月24日の期間で研修を終了した旨の報告を受けた。	措置済	令和5年11月24日
		【3】 ・令和6年1月31日付けで、産業廃棄物保管場所掲示板の設置状況及び産業廃棄物保管状況を確認する事務フローとチェックシートを作成した。 ・3月11日に当局の全保管場所設置所管に対して、次年度以降、毎年度人事異動後に、当該事務フロー及びチェックシートにより、産業廃棄物保管場所の担当者向け研修の実施及び現況確認を行うことを周知した。	措置済	令和6年3月11日